

衆議院規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

○ 衆議院規則

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次とのとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一〇一二 [略]

十三 削除

十四～十七 [略]

第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次とのとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一〇一二 [略]

十三 国家基本政策委員会 三十人
1 国家の基本政策に関する事項

十四～十七 [略]